

<b>Title</b>	少子高齢社会における墓祭祀のあり方：岸和田市と小田原市を事例として
<b>Author</b>	福井, 弘教
<b>Citation</b>	都市と社会. 5 巻, p.52-63.
<b>Issue Date</b>	2021-03
<b>ISSN</b>	2432-7239
<b>Type</b>	Departmental Bulletin Paper
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学都市研究プラザ
<b>Description</b>	
<b>DOI</b>	10.24544/ocu.20210416-005

Placed on: Osaka City University

(研究ノート)

# 少子高齢社会における墓祭祀のあり方 —岸和田市と小田原市を事例として—

福井弘教 (横浜国立大学大学院 環境情報学府)

## 1. はじめに

少子高齢化は多方面に影響があるが墓祭祀においても例外ではない。子がいる前提であれば、先祖代々の墓地(公営、民営、寺院など)に埋葬されることがほとんどであろう。しかし、子がいない場合、たとえば、「墓じまい」(改葬)などをして、永代供養のある共同墓地に埋葬する例や散骨、樹木葬など墓石に拘らずに埋葬する例など、それらの形式は多様化している<sup>1)</sup>。また、都市部や地方を問わず、墓地はまちの至る所に点在している。なかには無縁化した墓地が景観や公衆衛生の観点から悪影響を及ぼしていることも散見される<sup>2)</sup>。

家族変容、墓祭祀意識の変容、無縁墓地の増加などにより、墓地をはじめとする墓祭祀のあり方について、今後、行政は積極的に関与して適切な施策展開を講ずる必要がある。本稿では、会議録のテキストマイニングを通じて、行政が墓地を中心とした墓祭祀についていかなる施策を展開してきたか、今後いかなる施策展開が検討されているか整理したい。第1章でテーマの背景を提示して、第2章において目的、第3章において方法、第4章において結果、第5章において考察、第6章において結論とした。

本稿における「墓祭祀」とは「墓を通じた祭祀」と定義する。墓とは必ずしも墓石を伴うことなく土地を使用する祭祀の形態を指す語として表示する。墓は少なからず土地を使用することから、「空き家」同様、喫緊に検討すべき課題であると考えられる。

墓祭祀に関する先行研究では、墓地の無縁化・流動化・個人化(楨村1994)、墓所有など祭祀に関するデータ提示[墓所有が少ない等](久武2001)、故郷から生活圏への改葬が多くなる傾向(井上2001, 2003)、都市への定着志向と都市での新たな墓の設置(孝本2007)、寺院と墓地使用者の現代的な新たな関係性の

構築(尾崎・平山2008)、都市部における墓地の拡張傾向(渡邊2011)、墓の無縁化拡大を抑制するための施策(小谷2017)、中国との比較から日本は市街地近くに墓地が多く形成されている特徴(土居・柴2017)、など多岐に渡っている。

墓地の無縁化、それに付随する都市における墓地の増加と管理・確保の課題が、先行研究において提示されてきたといえるが、墓祭祀と行政との関わり、施策展開についての研究はほとんどない。墓祭祀の基本ともいべき墓地は公営、民営問わず土地を介する必要がある、行政の関与は必然であり検討をする必要がある。本稿では人口規模、立地に共通点がある2つの自治体の事例研究を展開する。

## 2. 目的

墓祭祀といえば個人(家)の問題であるという側面があるが最終的には公共政策課題として表出してくる。土地を使用することから物理的に場所を如何に確保するかという点や少子化で代々の墓地を継承することが不可能となる事象の多発が予想されるからである(墓地に限らず「事業」など他でも同様の事象が散見され非継承社会と定義する)。継承がなかった墓地に新たな使用者がない場合、「空き家」ならぬ「空墓地」も増加することになる。日本における墓地とは、①公営墓地<sup>3)</sup>、②民営墓地<sup>4)</sup>、③墓地としての私有地、④寺院墓地の4つに分類できる。不動産登記簿上<sup>5)</sup>の地目は、①~③は「墓地」、④は「境内地」である(一部例外もある)。すなわち基本的には、地目が墓地、もしくは境内地にのみ墓石(墓)を建立することが可能となる。また、墓石を建立しない場合でも、たとえば樹木葬の場合、土地を利用する必要がある。したがって、墓地ないしは墓地に匹敵する土地を全く利用しないケースは

表2-1 海外の埋葬形式と墓形態

区分	埋葬形式	墓形態
イスラム圏（中東など）	土葬のみ	「花壇」のような質素な形態が主流
韓国	土葬が主流も、火葬増加	盛土が主流
アメリカ	土葬→火葬への転換傾向	石の墓標が主流
イギリス	火葬が主流	石の墓標が主流も多様化傾向

出典：幻冬舎（2016）、松濤（2000）をもとに筆者作成

すべて海などへ散骨する場合などに限定され、多くの人々が河らかの「土地」を利用することになる。日本においては盆、彼岸などの設定があり「墓」、「墓地」を意識する場面は諸外国と比較すると多いかもしれない。仏教の形式に倣って永代供養も一般的となっている<sup>6)</sup>。しかしながら、それらに関連する行政の施策を確認することは些少に止まると考えられる<sup>7)</sup>。参考資料として海外の埋葬方式と墓形態を提示した（表2-1）。イスラム圏における埋葬は土葬のみ、韓国の墓形態は盛土などの特徴がみられる。

本稿では、自治体の会議録からテキストマイニングを用いて、日本人の墓祭祀に関して、いかなる施策が議論されてきたか、また何が課題となっているかを整理、確認した上で、政策提言を行うことを目的とする。図2-1にある通り、墓祭祀行政については「墓地、埋葬等に関する法律」がベースとなっており、市長は、1) 火葬場、墓地、納骨堂に対して経営等の許可、立入検査、改善命令、許可取消等と2) 埋葬、火葬等を行おうとする者に対して許可証交付業務など「許認可」を中心に業務を行っている。しかし、これらは墓祭祀が継承される前提の業務であり、その概念が変容、多様化している現在では既存の業務では網羅できないと考えられる。なお、本稿においては「墳墓」と「墓地」、「埋葬」と「葬送」は明確に区別されていないことから、「同義」として記述する。

### 3. 方法

本稿では、大阪府岸和田市と神奈川県小田原市を事例研究の対象とする。先行研究では都市部の墓地増加が主張されているが、岸和田と小田原は都市といえど都市であるが、海も山もあり、完全な都市と

いうには異なる側面がある<sup>8)</sup>。都市でも地方でもなく、人口規模、都心部へのアクセスが似通っていることから対象とした。これにより人口形成の過程（増加、減少）、場所の有利不利による影響も少ないと考えられる。

2015年以降の岸和田市議会会議録と小田原市議会会議録検索システムを利用して、テキストマイニングを行う。テキストマイニングにおいては「墓」のテキストを抽出し、要約、キーワード化して、同類の「事象」を整理する。それらの事象群を集計して「カテゴリー」を生成する。カテゴリー化分類時の「基準」については「墓」を含んだテキストを中心に付随するテキストを参考に分類した。「事象」と得られた「カテゴリー」から考察を行う。通常、テキストマイニングにおいては「出現したテキストの頻度」と共に「用語間の関係性」を探るが本研究においては件数が減少であり、得られる知見も少ないことから用語間の関係性については言及しない。

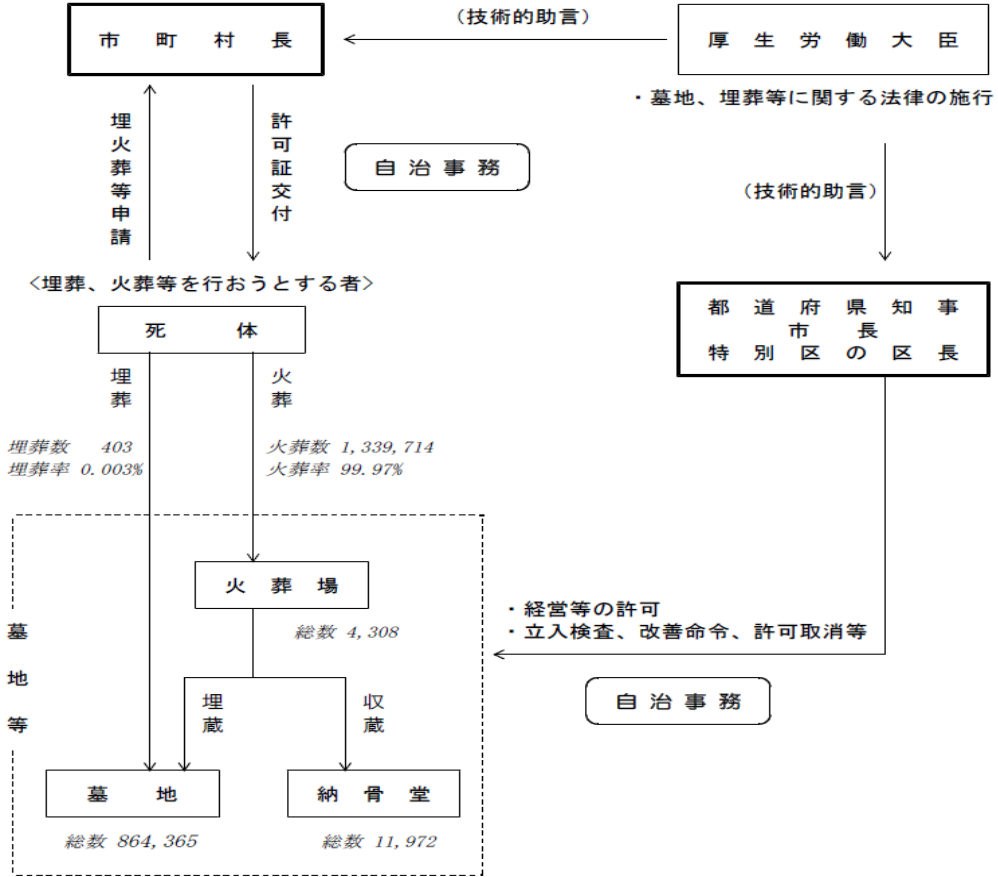
考察に際しては、岸和田市、小田原市の比較を複合的に行う。はじめに本稿で、比較対象とする2つの自治体について基礎的事項を確認したい（表3-1）。

人口、都心部へのアクセスについては似通っているが、それ以外の数値には開きがある。岸和田は密集しており、財政的に小田原と比較すると芳しくない数値となっている。また、いずれの市も競輪（公営競技）を主催している<sup>9)</sup>。

### 4. 結果

2015年以降の岸和田市議会会議録においては、45件（45文書）が該当した。事象は以下の通りである。なお、1件のなかに複数の「墓」に関する事象を含んでいる場合がある。また、年は検索結果と

## 墓地、埋葬等に関する法律に係る行政の仕組み



※ 一旦埋葬した死体又は墓地等へ埋蔵等した焼骨を他の墓地等に移す場合（改葬）には、当該墓地等の所在地を所管する市町村長に改葬申請を行い、許可を得ることが必要（墓地の利用者以外の者が改葬申請を行う場合には、墓地の利用者の承諾が必要。平成26年度の改葬件数は83,574件）。

図2-1: 「墓地、埋葬等に関する法律に係る行政の仕組み」

出典：厚生労働省（2014）、「衛生行政報告例」

表3-1 岸和田市（大阪府）と小田原市（神奈川県）の基礎的事項（2019年）

区分	人口	人口密度	面積	財政力指数	経常収支比率	都市部へのアクセス
岸和田市	約19万人	2,680人/km <sup>2</sup>	72km <sup>2</sup>	0.62	101.6	梅田まで約1時間
小田原市	約19万人	1,662人/km <sup>2</sup>	113km <sup>2</sup>	0.96	92.4	品川まで約1時間

出典：岸和田市、小田原市各HPをもとに筆者作成

して表出した順でテキストは原文のままである。

- 1) 2020：市営墓地の整備、2) 2020：合葬墓要望への対応、3) 2020：墓地台帳管理システム更新に関する経費、4) 2020：墳墓返還金還付事業に伴う還付金の増加<sup>10)</sup>、5) 2020：墓苑管理事業、合葬墓、墓苑基本計画、6) 2018：墳墓返還金還付事業、7) 2018：墓苑費、8) 2019：墓地、埋葬等に関する法律施行条例と斎場の広域連携の関係性、9) 2019：合葬墓、10) 2019：エンディングサポートとしての「合葬墓」、「墓じまい」により返還される墓地の増加、11) 2019：市営墓地の整備に係る実施計画、流木墓苑の施設更新、12) 2019：岸和田市墓苑の維持管理にかかる樹木伐採により相手方墳墓に落下し墓石破損し示談交渉（損害賠償）、13) 2018：墳墓返還金、墓苑使用料、14) 2018：墓苑費墓苑管理事業、墳墓への応募減少と返還墓地の増加、納骨堂と合葬墓の違い、芝生墓地の維持管理の難しさ、15) 2017：墳墓返還金還付事業、墓苑使用料、16) 2017：墓苑管理事業、墳墓の返還、墓苑基本計画、17) 2018：流木墓苑、市営墓地の整備に係る構想、計画の検討、18) 2018：墳墓返還金還付事業、19) 2018：墓苑費、20) 2018：物理的な「墓」の話ではなく本稿では対象外、21) 2017：墓地の土砂崩れ、22) 2016：墓苑使用料、23) 2016：墳墓返還金還付事業、24) 2016：墓苑費、市営墓地整備事業、流木墓苑の整備（汲み取り式のトイレ）、25) 2017：流木墓苑の整備、26) 2017：公園墓地整備事業基金、27) 2017：墳墓返還金還付事業、28) 2017：墓苑費の減少、29) 2017：市営墓地のあり方、流木墓苑の景観形成整備、30) 2015：墳墓返還金還付事業、「岸和田藩主累代の墓の測量業務」での抽出（本稿では対象外）、31) 2015：墓苑費における不用費計上、32) 2016：「過去の偉人」に関する抽出（本稿では対象外）、33) 2016：墓地整備、流木墓苑施設更新、墓地需要、34) 2016：墳墓返還金還付事業、35) 2016：墓苑費の増加、36) 2016：流木墓苑の整備、37) 2015：「過去の偉人」に関する抽出（本稿では対象外）、38) 2015：流木墓苑の整備、39) 2015：市の共同墓地と区域、40) 2015：高齢者と墓参り、41) 2015：流木墓苑の整備、42) 2015：市指定文化財の捕鳥部万墓（本稿では対象外）、43) 2015：

表4-1 2015年以降：岸和田市議会における「墓」の検索結果（筆者作成）

カテゴリー	件数
1) 公営墓地（市営：流木墓苑）の整備・管理、墓苑費など	27件
2) 墳墓返還金還付事業	10件
3) 合葬墓への対応	5件
4) その他、対象外	5件

町会などへの墓地の低額・無償譲渡、44) 2015：墳墓返還金還付事業、45) 2015：墓苑費の増加、合葬墓、以上である（表4-1）。

なかでも注目すべきは12)、21)であり、必要な整備の他に天災・人災をも考慮する必要がある。公営・民営いずれにしても一定の財源が必要とされ、将来的な「非継承」を想定した対応が求められる。

なお、岸和田市においては、建設部、水とみどり課が墓地行政<sup>11)</sup>について担当している。この部署は公園、スポーツ施設を中心に管理、許認可を執り行っており、墓地についても、いわば不特定多数が集積する場所として担当していることがうかがえる。本稿において「墓地行政」とは墓や墓地にかかるすべての行政事務、手続きと定義する。

市営の流木墓苑は、「半世紀以上の歴史を有する市営の公園墓地」（岸和田市 HP）であるが、トイレなど大々的な整備、施設更新を要すること、またこれに関連した「墳墓返還金還付事業」が多く表出している。これは利用していた流木墓苑を返還することに伴い発生する還付金事業であるが、これが近年増加している。この背景に関して詳細な検討は控えるが流木墓苑が老朽化していることも1つの要因として考えられる。また、合葬墓への需要が高まっている示唆も得られた。WEBの評価を確認すると「交通の便は悪いが、管理状況は悪くない。トイレなど施設は利用していないので不明なことも多い」との意見がみられた。アクセスはJR東岸和田駅よりバス15分もしくは南海岸和田駅よりバス25分であり、指摘の通り交通の便が良いとはいえない（いいお墓HP）。

他方、2015年以降の小田原市議会会議録検索システムにおいては、18件（18文書）が該当した。

事象は以下の通りである。なお、1件のなかに複数の「墓」に関する事象を含んでいる場合がある。また、年は検索結果として表出した順でテキストは原文のままである。

1) 2019:合葬墓、2) 2019:エンディング、3) 2018:学校教育の一環としての抽出(本稿では対象外)、4) 2018:無縁墓、墓じまい、5) 2018:合葬墓(公営、民営)、6) 2017:墓苑建設計画(民間)、7) 2017:合葬墓のニーズ拡大、8) 2017:文化財保護条例の一環としての抽出(本稿では対象外)、9) 2017:合葬納骨室(横浜市、横須賀市などで建設が進んでいる) 10) 2016:エンディングには墓建設も不可欠、11) 2016:墓地経営、12) 2016:産廃との関連での抽出(本稿では対象外)、13) 2016:文化財保存に関連しての抽出(本稿では対象外)、14) 2016:小田原中央墓苑(仮称)の建設にかかる住民の反対、経営許可、15) 2016:小田原中央墓苑(仮称)の建設にかかる陳情書、16) 2016:小田原中央墓苑(仮称)の建設にかかる陳情書(農家の風評被害、線香の煙の被害など)、17) 2016:小田原中央墓苑(仮称)の建設にかかる陳情書(陳情者は自治会長が中心)、18) 2015:継承者がいない人のための合葬納骨室が近隣自治体で建設、以上である(表4-2)。

なかでも注目すべきは9)、18)であり、単に合葬ではなく納骨堂としての需要が高い。すなわち、合葬では骨壺から骨を取り出した上で他者の骨と合わせて埋葬されるが、合葬納骨室の場合、骨壺のまま埋葬されるため、後からの特定も可能となり通常の墓としての側面を持ち合わせている。単なる合葬ではなく「合葬納骨」という需要を確認した。

なお、小田原市においては、建設部、みどり公園課が墓地行政について担当している。この部署は公園、スポーツ施設を中心に管理、許認可を執り行っており、墓地についても、岸和田市と同様の理由により担当していることがうかがえる。しかし、岸和田市と異なるのは「墓地、埋葬等に関する法律に基づく事務」については市民部、戸籍住民課で扱っており、墓地行政をハードはみどり公園課、ソフトは戸籍住民課という構成で、複数部署で横断的に行っている。

表4-2 2015年以降:小田原市議会における「墓」の検索結果(筆者作成)

カテゴリー	件数
1) 小田原中央墓苑(仮称:民営)の建設にかかる住民反対、陳情、墓地経営、墓苑建設計画	6件
2) 合葬墓	4件
3) エンディング(終活)	2件
4) 無縁墓、継承なし	2件
5) その他、対象外	4件

小田原中央墓苑(民営:その後、小田原中央霊園と名称決定)は2015年頃から建設が開始されて、2016年に議会に陳情書が提出されたものの<sup>12)</sup>、違法性は認められずに「経営許可」され2020年に竣工した。この墓地はバリアフリー設計やペットの埋葬<sup>13)</sup>、将来的な永代供養墓への合祀も可能であり、高齢者の墓参への配慮や多様化する需要に対応した墓地といえるだろう。なお、小田原中央霊園の特長については以下の通りである(小田原中央霊園HPより抜粋:原文)。

小田原市にも久野霊園(市営墓地)があるが議会で取り上げられることはない。WEBの評価を確認すると「交通の便は悪いが、管理状況は悪くない」との意見がみられた(いいお墓HP)。アクセスは小田原駅より1時間に1本程度のバスで最寄り停留所から徒歩30~40分程度とのことで公共交通機関を使う場合、確かに不便である。ただし、お盆、お彼岸などには霊園に直結する臨時バスが運行される(小田原市HP)。公共交通機関の利用しか手段がない者にとっては厳しい環境であり、そうした需要を小田原中央霊園が担っているといえよう。小田原中央霊園は久野霊園と比較すると市狭であるが鴨宮駅より徒歩圏内で、小田原からも最もアクセスの良い霊園となっている(ゼンリン2020[小田原1(東部):201]。岸和田では「公営墓地」、小田原では「民営墓地」が各々最多の発言回数であったが本章の考察に向けて、両市が運営する墓地の基礎的事項を提示する(表4-3)。

<p>〈小田原中央霊園の特長〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教自由 宗旨・宗派の制約はございません。無宗教の方もご利用いただけます。</li> <li>・安心のバリアフリー設計 エレベーター、貸出用車イスを完備。墓域内は、歩きやすい平坦な参道が整備されています。</li> <li>・全区画陽当たり良好 視界いっぱいに青空が広がり、開放感は抜群。霊園内は、明るく気持ちの良い雰囲気です。</li> <li>・愛するペットの埋葬も可能 大切な家族の一員であるペットの遺骨も一緒にご供養いただけます。詳しくはお問い合わせください。</li> <li>・全区画永代供養付 万一継承者がいなくなっても、永代供養墓に祀られるので安心です。</li> </ul>
--

面積や土地所有者などを確認するため、それぞれの当該地（地番）の登記事項証明書を入手した<sup>14)</sup>。岸和田：流木墓苑は地目が「山林」、小田原：久野霊園は地目が「原野」となっていた。前述したように地目が「墓地」でなければ墓を建立することはできない<sup>15)</sup>。しかし、地図（住居表示地番対照住宅地図）で全体確認すると、前者は「墓地・山林・田」、後者は「墓地・山林・原野」と墓地を中心として複数の地目が形成されていた。岸和田は「単独所有」に対して、小田原は「共有」（持分細分化）である（ゼンリン2020〔岸和田市：116, 125、小田原2（西部）：67, 68〕、資料4-1、4-2）。岸和田では返還増加に伴う区画余剰、小田原では区画不足、合葬墓対応が課

題となっており対照的な状況である。「居住者以外の申込は不可」、「指定管理者制度の適用なし」、など共通点もある。なお、合葬墓の議論はなされているものの両市とも整備はされておらず「一般墓」のみである。また、公営墓地という性質上、岸和田市は総面積、総区画数などあらゆる情報開示を徹底すべきであろう。市民が現地に行くことも重要であるが先にイメージさせることも不可欠である。区画余剰の一因はこうした点にもあるのではないだろうか。

## 5. 考察

墓祭祀に関する議事録は他の施策と比較すると多くはないが、これまでみてきたように、岸和田市と小田原市においては墓祭祀に関して、1) 公営墓地（市営）の整備とそれに付随する業務、2) 合葬墓への需要拡大による対応、3) 民営墓地への許認可とそれに付随する業務（本稿では陳情書対応）が近年の施策の主流となっていることが明らかとなった（表5-1）。

1) においては墓地の老朽化、設備更新、空いた墓地への新規利用者補充、2) においては合葬墓を設置する土地の確保、場所の選定、3) においては拡大が見込まれる民営墓地の許認可について市民の理解を得られるかが課題といえる。とくに「合葬墓」については小田原市（神奈川県）で以前から議論されていたが今なお設置が進んでいない<sup>16)</sup>。

以下に、これまでの分析から得られた、両市にお

表4-3 公営墓地の基礎的事項（岸和田市、小田原市）

区分	岸和田市：流木墓苑 岸和田市流木町716	小田原市：久野霊園 小田原市久野4859-7
開設年	1951年	1966年
総面積	実態不明も広大	134,000㎡
総区画数	不明	2,762
居住者以外の申込	不可	不可
地目	墓地、山林など	墓地、原野など
指定管理者制度の適用	なし	なし
課題	返還の増加、設備老朽化	区画不足、合葬墓整備

出典：岸和田市、小田原市各HP、全国公営墓地調査総覧2009:680、当該地登記事項証明書、ゼンリン2020岸和田市、同小田原市2（西部）をもとに筆者作成

大阪府岸和田市流木町716				全部事項証明書		(土地)	
表題部 (土地の表示)			調製	平成9年3月6日	不動産番号	1202000120305	
地図番号	[余白]		筆界特定	[余白]			
所在	岸和田市流木町					[余白]	
①地番	②地目	③地積		m <sup>2</sup>	原因及びその日付【登記の日付】		
716番	山林	456			[余白]		
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年3月6日		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)							
順位番号	登記の目的		受付年月日・受付番号		権利者その他の事項		
1	所有権移転		昭和19年11月21日 第4152号		原因 昭和19年8月8日売買 所有者 岸和田市 順位1番の登記を移記		
	[余白]		[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成9年3月6日		

資料4-1 岸和田市流木墓苑の登記事項証明書 (2020年12月7日：一部抜粋)

神奈川県小田原市久野4859-7				全部事項証明書		(土地)	
表題部 (土地の表示)			調製	平成16年8月26日	不動産番号	0203000234161	
地図番号	[余白]		筆界特定	[余白]			
所在	小田原市久野字八十					[余白]	
①地番	②地目	③地積		m <sup>2</sup>	原因及びその日付【登記の日付】		
4859番7	原野	24793			4859番1から分筆 〔昭和37年10月4日〕		
[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成16年8月26日		
権利部 (甲区) (所有権に関する事項)							
順位番号	登記の目的		受付年月日・受付番号		権利者その他の事項		
1	曾我村持分一部移転		昭和34年8月31日 第5739号		原因 昭和31年4月1日合併による権利承継 共有者 持分1万分の293 小田原市曾我財産区 順位1番の登記を移記		
2	曾我村持分全部移転		昭和34年8月31日 第5740号		原因 昭和31年4月1日合併による権利承継 共有者 持分1万分の160 大井町西大井財産区 順位2番の登記を移記		
3	上府中村持分全部移転		昭和34年8月31日 第5742号		原因 昭和29年12月1日合併による権利承継 共有者 持分1万分の623 小田原市上府中財産区 順位4番の登記を移記		

資料4-2 小田原市久野霊園の登記事項証明書 (2020年12月9日：一部抜粋)



ける近年の施策展開、課題をまとめて提示する。

表 5-1 岸和田市と小田原市における墓祭祀の主な施策と課題のまとめ（筆者作成）

〔近年の施策展開〕	〔課題〕
公営墓地の整備とそれに付随する業務	公営墓地の老朽化、設備更新、空き墓地対応
合葬墓の需要拡大への対応	合葬墓設置場所の選定、確保
民営墓地への許認可とそれに付随する業務	民営墓地需要拡大に伴う市民への説明と合意形成

本稿では、2015 年以降の岸和田市と小田原市の「墓祭祀」行政について、議会議事録から論じた。岸和田では公営墓地が多く議題に上がったが小田原では民営墓地が議題に上がるなど、自治体によって大きな差異がみられる。公営墓地は両市ともに交通の便が悪い、施設の老朽化などが課題であり、民営墓地は公営墓地ほどの広さはなく利用者が限られるだけでなく設置前の地域住民との合意形成などが課題である。

他方、「合葬墓」はいずれの自治体においても表出しており、少子高齢化や墓祭祀に対する意識の多様化などによって、「単独墓」に代わって今後不可欠な墓形態となることが予想され、設置場所や当該地の確保など自治体の早急な対応が求められよう<sup>17)</sup>。また、単に合葬とするだけではなく合葬納骨として、通常の墓に準じて個別認識が可能となる形式の需要も示唆された。

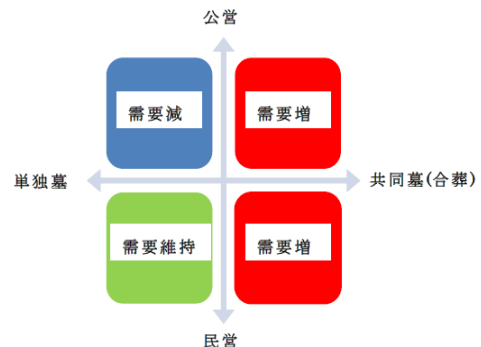
墓祭祀に関する施策は、両市にみられたように「公園行政」の延長線上にある施策といえる。すなわち多くの人々が必ず利用して集積するものの、なおかつ時期が限定される（子、子のいる親など）、もしくは利用期間が些少に止まるなど特殊な位置づけであることが要因であると考えられる<sup>18)</sup>。しかし、公園と墓地の決定的な違いは、墓地の場合、移設、工事などが困難であり、墓地利用者の動向によっては無縁化墓地などが放置される可能性がある点だ。したがって、公園と同等に位置づけて安易に施策を講じることはできず、今後、墓地に特化した部署創設が求められる。

## 6. おわりに

テキストマイニングから、両市ともに合葬墓（公営・民営）への需要は拡大している。他方で岸和田の公営墓地にみられるように個人墓については、改葬（墓じまい）の増加など需要は縮小している。また、小田原（民営墓地の建設にかかる住民反対、陳情、墓地経営、墓苑建設計画）でみられたように民営墓地についても一定需要が認められる(表 6-1)。

「継承社会から非継承社会」、「墓祭祀形式の多様化」、「地方（故郷）から都市へ」というフェーズがあるなかで、公営墓地については岸和田でみられたように交通の便の悪さなど様々な理由から返還されるケースが増加している。何らかの付加価値をつける、また住民以外への開放などの「空き墓地対策」、民営墓地については小田原でみられたように設置以前の「合意形成」が重要となり、今後増加が予想される無縁化墓地についても紛争を未然に防ぎながら対応すること、合葬墓については近年の急速な需要拡大を鑑みて公営、民営問わず喫緊に用地確保や建設を進めることなどが優先課題、政策としてあげられる。また墓祭祀の多様化、空き墓地の増加も含めて考え合わせると、都市における「墓地」の割合は増加すると考えるのが妥当であろう。現状、自治体が管理する墓地割合はきわめて些少であるが少子高齢社会においては引き取り手のない遺骨の増加は必然である。他方、「エンディング」というテキストも抽出されている。「エンディングノート」の存在も一般化しつつあり、遺言とは異なり容易に作

表 6-1 近年の墓地需要の傾向（筆者作成）



成可能な意思表示形態といえる。今後、墓祭祀と関連づけて議論される場面も多くなるだろう。

両市において墓祭祀に関する施策は公園行政の延長線上にある位置づけであったが、各地の政策課題や政治状況により発言密度、頻度は異なってくる。他政策に関する議事録との対比を精緻に行うことにより、更なる考察の深化を図れると考えられる。そして2015年以降のテキストマイニングに限定したことから、この期間を延長させることにより更なる発見が見込める。また、非公開の事案が多く考察には難しい側面があるが議会議事録だけではなく、審議会の審議過程、予算編成過程、事業の実施過程との融合考察を行うことにより新たな知見を得られる可能性がある。こうした点については今後の研究課題としたい。

また近年、墓地の運営主体を問わず、無緑化対策に注力するケースが散見される。すなわち、墓地、墓石の老朽化、長期間墓参がないとみられる墓地（墓石）の整理である。これは、たとえば私有地の墓地において主として他人の墓地などを整理する、寺院墓地において檀家墓地を整理するような無緑化対策である。

古い時代においては、現在と比較すると墓地に関する契約は曖昧な形式によるものが多かったことの示唆であると考えられるが、私有地墓地、寺院墓地、いずれも経営の事情、代替わりなどにより大きな転換が図られる可能性がある<sup>19)</sup>。墓地埋葬法(墓地、埋葬等に関する法律)においては、所定の手続きを踏んだ上での「整理」を認めているが、違法に整理され、損害賠償請求に至る判例も散見される。こうした墓地所有者らの無緑化対策に対する法・条例の整備も重要となってくるだろう。

本稿では日本人の視点から論じた。今日の国際化社会における日本人の定義については難しいが日本で生まれ育った者を想定した。他方、近年では日本に住む外国人の「墓不足」が社会問題化しつつある。最終的に日本で最期を迎えた際に「母国での埋葬」か「日本での埋葬」を選択することになるが、母国での埋葬は移送手続き、費用面での負担が大きいことから「日本での埋葬」を希望する外国人も多い。しかしながら、「外国籍」ということのみで墓石

業者などに建立を拒絶されたり、第2章で記述したイスラム圏のように明らかに埋葬形式が異なることによって墓を確保できないケースがある。日本における外国人の墓のあり方についても考察の価値が見いだせると考えるが、岸和田と小田原においては議事録に上がることはなく、「外国人居住者数」などに左右されて地域差が大きいことが予想される。こちらも研究課題としていきたい。世の中の多数の人は最期に生きた証を後世に遺すという風習、需要があり、その記録としての「墓」に関する研究が広範囲に及ぶことは間違いない。

#### 【注】

- 1) 葬送形態（種類）としては、1) 土葬、2) 保存葬、3) 露葬、4) 火葬、5) 水葬、6) 動物消費葬がある（佐藤 1987: 1-3）。他方、散骨は一般化しているといえるが、厳密に言えば「合法でも違法でもない」グレーゾーンにある葬送形態である（神山 2018: 269）。日本で最も一般的な葬送は火葬である（現状では限りなく 100%に近い）（墓地墓石研究会 1981: 3, 永代供養墓普及会 HP）。他方、海外では土葬の割合が高いものの近年は火葬の割合が高まっている国が多い。土葬は火葬と比較すると土地を多く使用することになりいずれ限界が来る。
- 2) 「高度経済成長期以降、都市部への人口流入と経済的発展を背景に都市とその周辺で多くの開発が行われてきた」（塩崎・橋本 2011）とされ、墓祭祀についても符合する部分があると考えられる。
- 3) 全国の墓地総数は 867,918 ヲ所あり、そのうち自治体が管理する墓地は 30,623 ヲ所となっている。数値的には 4%に満たない割合であり多くはない（〔一社〕日本公園緑地協会 2020: 4）。
- 4) 民営墓地のなかに寺院墓地（檀家型墓地）とそれ以外（事業型墓地）を含めるという考え方もあるが（〔一社〕日本公園緑地協会 2020: 5）、本稿では登記上の地目に着目して分類しているため、

- 民営墓地と寺院墓地とは区別している。
- 5) 本稿において、「登記簿」と「登記事項証明書」は同義として記述する。
  - 6) 世界で最も信者が多いとされているキリスト教においては「永代供養」は行われない。キリスト教では故人が仏になるという思想ではなく、神のもとに帰るとされているので供養という概念がない。したがって、「永代供養」という概念もない。共同墓地はあるものの日本の様に管理費などのコストがかからず親族の負担が少ないという特徴がある（永代供養墓普及会 HP）。別の視点からみると、「永代供養」という概念によって寺院など墓に関する生業が多く成立、継続してきたともいえる。
  - 7) 「現在、あなたの世帯はお墓を必要としていますか」との問いに対して、「必要としていない」（53.5%）が最も多く、次いで「どちらともいえない」（29.6%）となっており、「必要としている」（17.0%）を大きく上回っている（㈱ネオマーケティング 2013：「墓地埋葬等に関する住民の意識調査」より）。
  - 8) 「岸和田というところは、不思議なまちで（中略）都会でもないし、田舎でもない。生活のなかに便利さと田舎の豊かな自然がある」（岸和田市地域調査研究会（編）1986：27）とされるが、小田原市にもこの指摘があてはまる。
  - 9) 岸和田競輪、小田原競輪、共に駅から近くアクセスが良い。競輪は高齢男性が多く集積する場である。公園のように多様な階層が集うような仕掛けをすると新たな活用も考えられる。小田原競輪は施設が老朽化しているが、岸和田競輪は現在改修工事中であり 2021 年の春に再開予定である（場外発売は継続）。
  - 10) 過去に使用許可を与えた墳墓の返還に対して使用料を還付する事業である。
  - 11) 具体的には、「市営墓地の設置及び管理に関すること」、「墓地台帳に関すること」「墓地、埋葬等に関する法律（1948 年法律第 48 号）に基づく事務に関すること」である。たとえば、「改葬許可申請」についても本部署にて取り扱う。因みに、2014 年までの部署名は「公園街路課」であった。
  - 12) 陳情書の内容を一部抜粋すると、「計画地近隣の飯泉三区、飯泉一区、東成田地区の住民は、交通混雑や環境悪化の問題、計画が営利目的などの理由から猛反対をしております。計画地周辺は道幅が狭く、もし墓地ができれば墓参者による交通混雑が予想され、しかも墓参の誘導路が矢作小学校と鴨宮中学校周辺道路になっていて、登下校時の交通事故に繋がります。また、この地域は市街化調整区域で多くの人々が農作業をしており、交通混雑で農作業にも支障をきたします。現在、墓地の排水は浄化した後、北側に隣接する道路の側溝に流す計画になっていますが、もしそうなれば墓地の南側に位置する水田にその排水が流入することになります。大雨の時には浄化していない汚水が流入する危険性があり、農業経営が立ちいかなくなるのが考えられます。直接的な環境汚染ばかりでなく、いわゆる風評被害も予想され営農できなくなるのではと心配しています」とある。この民営墓地建設（竣工後を含む）による明らかな被害が記述されているわけではなく、全般に推測に基づく記述となっている（小田原市議会 HP）。
  - 13) ペットはヒトと異なり規制は少なく（1973 年、日本で最初の動物保護立法ともいえるべき「動物の保護及び管理に関する法律」[動物保護管理法]が成立して、「飼い主責任」として規定されている）、自宅で埋葬する、専用の寺院や墓地で埋葬されるなど多岐に渡る。少子高齢化により、家族化しているペット（コンパニオン・アニマルとしてヒトとの関係性が深化しているペット）についてはヒトと同様の埋葬を望む需要が高まっていることから小田原事例のような霊園が増加することが予想される。
  - 14) 流木墓苑、久野霊園共に広大な土地で何筆にも分かれている。本稿では状況確認のために各々 1 点の登記事項証明書を提示する。
  - 15) 墓地埋葬法第 4 条において「墓地」のみにしか納骨できない旨が規定されている。
  - 16) 全国公営墓地調査総覧（2009）によれば、神奈川（N=13）の墓地（小田原市：久野霊園を含む）

では38.5%が「合葬墓を増やす」と回答した(全国平均9.4%, N=562)。全国平均より高い数値であり根強い需要がうかがえる。

- 17) 小谷(2017)や近藤(2020)が指摘するように「独居高齢者」の増加に伴い、その「処理」も困難を伴うことになる。生活保護、成年後見、相続人不存在などの側面が付随する場合が多い独居高齢者の最終的な受け皿としても合葬墓は不可欠となる。独居高齢者は「無縁死」となる場合が多い。
- 18) 「1年間に何回墓参りをしますか」との問いに対して、「1回」(35.8%)が最も多く、墓参りに行く頻度は限定的である(㈱ネオマーケティング2013:「墓地埋葬等に関する住民の意識調査」より)。
- 19) 寺院墓地であれば、檀家減少などにより経営が厳しい寺院も多く、墓地使用料などを請求していなかったケースであっても、「代替わり」などにより厳格に上記手数料を請求する方針転換も散見される。

## 【参考文献】

(図書)

- 井上治代(2003)『墓と家族の変容』岩波書店。
- 井上理津子(2018)『いまどきの納骨堂変わりゆく供養とお墓のカタチ』小学館。
- 鎌倉新書(2009)『全国公営墓地調査総覧 東北・関東甲信越ブロック編』。
- 佐藤昌(1987)『墓地概論』(社)日本公園緑地協会。
- 内藤理恵子(2013)『現代日本の葬送文化』岩田書院。
- ネイチャー&サイエンス(2016)『世界のお墓』幻冬舎。
- 墓地墓石研究会(1981)『墓地墓石大事典』雄山閣。
- 松濤弘道(2000)『最新世界の葬祭事典』雄山閣出版。
- 森謙二(2000)『墓と葬送の現在—祖先祭祀から葬送の自由』東京堂出版。
- (学会論文など)
- 井上治代(2001)「産業化による人口移動と墓祭祀

の変容、鹿児島県大浦町調査より」、『宗教と社会』Vol.7, 47-70頁。

- 尾崎友紀・平山洋介(2008)「大都市における寺院墓地空間の変容」『日本建築学会計画系論文集』73(628), 1305-1311頁。
- 神山智美(2018)「墓石および遺骨の扱いに係る一考察—廃墓石の処理、散骨および孤独死に係る遺骨の扱いを中心として—」『富山大学紀要, 富大経済論集』(63) 3, 253-275頁。
- 孝本貢(2007)「都市化社会と先祖祭祀—現代都市墓地の事例研究—」『明治大学社会科学研究所年報』, 156-168頁。
- 小谷みどり(2017)「墓地行政について」、『都市とガバナンス』Vol.27, 81-89頁。
- 近藤俊英(2020)「独居高齢者の債務処理、終末期および死後の対応」『老年精神医学雑誌』vol.31 No.5 (5月号), 101-107頁。
- 塩崎大輔・橋本雄一(2011)「地方都市における都市開発の変化：札幌市を事例として」『日本地理学会発表要旨集』, (公社)日本地理学会。
- 土居晴洋・柴彦威(2017)「中国都市地域における墓地の立地動向」『日本地理学会発表要旨集』, (公社)日本地理学会。
- 久武綾子(2001)「家庭経営からみた祭祀について 愛知県における調査」『家政学雑誌』27(6), 460-464頁。
- 槇村久子(1994)「「都市型共同墓所」の構築と地縁・血縁を超える墓地の方向」『造園雑誌』, 57(5), 109-114頁。
- 渡邊美樹(2011)「台東区谷中地区の寺地の変遷—墓地領域に着目して—」『日本建築学会計画系論文集』76(669), 2255-2262頁。
- (政府、自治体刊行物、白書・統計・報告書、地図、登記事項証明書など)
- 小田原市久野4859-7 [久野霊園の一部] 登記事項証明書(2020/12/9)。
- 岸和田市地域調査研究会(編)(1986), 『自立する都市—きしわだ』, 自治体研究社。
- 岸和田市流木716 [流木墓苑の一部] 登記事項証明書(2020/12/7)。
- 厚生労働省(2014)「衛生行政報告例」。

- ゼンリン (2020) 『ブルーマップ 小田原1 [東部]』。
- ゼンリン (2020) 『ブルーマップ 小田原2 [西部]』。
- ゼンリン (2020) 『ブルーマップ 岸和田市』。
- (一社) 日本公園緑地協会 (2020), 『公園緑地』 80 (4)。
- (株) ネオマーケティング (2013) 「墓地埋葬等に関する住民の意識調査」－調査概要。
- [Web サイト]
- いいお墓, 「岸和田: 流木墓苑, 小田原: 久野霊園の評価」 [www.e-ohaka.com](http://www.e-ohaka.com) (2020年11月15日閲覧)。
- 永代供養墓普及会, 「海外と日本のお墓事情の違い」 <https://eitaikuyou.net.>eitaikuyou>kaigai> (2020年12月3日閲覧)。
- 小田原市, 「人口, 財政など基礎的事項」, 「市議会」 [www.city.odawara.kanagawa.jp](http://www.city.odawara.kanagawa.jp) (2020年12月11日閲覧)。
- 岸和田市 「人口, 財政など基礎的事項」 [www.city.kishiwada.osaka.jp>life](http://www.city.kishiwada.osaka.jp>life) (2020年11月30日閲覧)。
- 岸和田市 「市議会」 [www.city.kishiwada.osaka.jp>gikai](http://www.city.kishiwada.osaka.jp>gikai) (2020年12月17日閲覧)。
- 岸和田市 「会議録」 <http://www.db-search.com/kisihiwada-c/index.php/> (2020年12月9日閲覧)。
- 岸和田市 「流木墓苑」 [www.city.kishiwada.osaka.jp>soshiki](http://www.city.kishiwada.osaka.jp>soshiki) (2020年11月26日閲覧)。